

平成 27 年度企業職員研修コンプライアンスセミナー
「景品表示法の概要と体制確立のポイント」 実施要領

平成 27 年 10 月
独立行政法人国民生活センター

1. 趣旨 消費者庁が所管する法令の最新情報を提供するとともに、行政官等の講義及び受講者相互の意見交換を行うことにより、消費者関連業務に必要な知識を習得するとともに企業の消費者志向の向上に資する。
2. テ - マ 景品表示法の概要と体制確立のポイント
近年、表示に関する問題が世間の注目を集めており、今後、課徴金制度の施行も予定されています。本研修では、景品表示法の内容及び法令を順守するための体制確保におけるポイントについて解説します。
3. 対象 景品表示法について理解を深め、その知見を活かしたい企業の方。ただし、宿泊して全日程に参加できる方に限ります。
4. 日程 計 2 回（各回ともに開講日 13：45 より 閉講日 15：00 まで）
1 回目 平成 27 年 12 月 7 日（月）～12 月 8 日（火）
2 回目 平成 28 年 1 月 25 日（月）～1 月 26 日（火）
5. 予定人員 各回 72 名
6. 場所 独立行政法人国民生活センター相模原事務所研修施設
（神奈川県相模原市中央区弥栄 3 丁目 1 番 1 号）
7. 協力 公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）
8. 日程 各回とも同趣旨のカリキュラムで以下のとおり実施します。
講師の都合等により講義順等を変更する場合があります。

（ 1 日目 ）	
13：00-13：45	受付
13：45-14：00	開講・オリエンテーション
14：00-17：20	【講義】景品表示法の概要 景品表示法の内容及び平成 26 年の法改正の内容について担当官より解説するとともに、これまでの執行事例についてあわせて解説。 消費者庁表示対策課
17：20-18：00	チェックイン
18：00-19：45	懇親・意見交換会

（次頁に続きます。）

(2 日目)	
9 : 30-11 : 30	【講義】表示に関わる問題における企業の留意点 景品表示法の改正により、企業へのコンプライアンス体制の確立を企業の義務と位置付けられたことを踏まえ、コンプライアンス体制の確立のために必要なポイントについて解説。 弁護士 松田知丈 (森・濱田松本法律事務所)
12 : 30-13 : 45	【グループに分かれ意見交換】 これまでの講義を踏まえ、表示に関し今後の取組等についてテーマを設定し意見交換。
14 : 00-15 : 00	【講評】意見交換において取りまとめた内容をグループごとに発表し、講評
15 : 00	閉講

9 . 受講方法

1・2 回目のお申込みを同時に受け付けます。

受講をご希望される方は、下記(1) ~ (3)をご確認ください。

(1) 申込方法

下記ウェブサイトの申込みフォームよりお申込みください。

<http://www.kokusen.go.jp/seminar/info.html>

(2) 申込締切日

1 回目：平成 27 年 11 月 27 日 (金) まで

2 回目：平成 28 年 1 月 15 日 (金) まで

(3) 備考

申込順に受け付けます。なお、受講申込者が予定人員を超過する場合は、締切り前であっても受講をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10 . 受講料等 (1 名分)

・受講料：9,270 円 ・宿泊費：3,830 円

・食事代 (1 日目：夕、2 日目：朝・昼付) : 3,900 円

計 17,000 円 (税込)

支払方法は原則振込となります。振込先については、受講決定の案内にてご連絡いたします。

11 . 受講決定の通知

受講申込時に記載いただいた連絡先に通知いたします。

12 . 問合せ先

(受講申込み、申込内容の変更・キャンセルについて)

国民生活センター「企業職員研修」ヘルプデスク

ヘルプデスク運営委託事業者：富士ゼロックス株式会社

電話：03-3868-0116 (受付時間：平日 9 時 - 17 時)

(研修内容について)

独立行政法人国民生活センター教育研修部教務課

(担当：稲垣、小林、佐藤)

〒108-8602 東京都港区高輪 3 -13-22

電話：03-3443-6207 FAX：03-3443-6201

以上